

青柔整 第 335 号  
平成 24 年 2 月 27 日

会 員 各 位

社団法人青森県柔道整復師会  
会 長 佐藤 金一  
保険部長 関 裕二郎

## 〔重要なお知らせ〕

### 震災被災者の柔道整復施術療養費の一部負担金免除措置の終了について

東日本大震災発生以降、震災被災者に係る柔道整復施術療養費の対応についてご理解ご協力を賜りお礼申し上げます。

平成 23 年 7 月 1 日以降は、「一部負担金等免除証明書」の提示により柔道整復施術療養費の一部負担金支払いを免除する取扱いが実施されてきました。その取扱いについては当初より平成 24 年 2 月 29 日迄とする旨お知らせ済みでした。

この度、正式に厚生労働省より「東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金の免除措置に関する通知」が出されましたのでお知らせ致します。

【参考：平成 24 年 2 月 20 日付厚生労働省事務連絡】

『東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金の免除措置に対する財政支援の延長等に関する Q & A について』

(厚生労働省 HP で閲覧できます。)

●平成 24 年 3 月 1 日以降は次の療養費に係る一部負担金相当額の免除措置は延長しない。  
(有効期限:平成 24 年 2 月 29 日迄)

- ・柔道整復師による施術
- ・あん摩・マッサージ・指圧師による施術
- ・はり師、きゆう師による施術